令和２年度

東海村村長臨時記者会見資料

日時：令和2年5月13日（水）
午後1時30分 から 2時30分まで
場所：東海村役場 庁舎5階 原子力視察研修室

№	案　件　名	担当課	ページ
1	新型コロナウイルス対策に係る本村の取り組みについて	秘書広報課	1
2	特別定額給付金の支給について	福祉総務課	2
3	テイクアウト・デリバリー推進補助金 （新型コロナウイルス感染症対策事業）	産業政策課	3
4	店舗等維持支援賃料等補助金 （新型コロナウイルス感染症対策事業）	産業政策課	4
5	子育て世帯生活応援金の支給について （新型コロナウイルス感染症対策事業）	子育て支援課	5
6	水道料金の免除について （新型コロナウイルス感染症対策事業）	水道課	6
	議　案　等		
7	令和２年 第２回 東海村議会臨時会提出議案概要	総務課	7-11
8	令和２年第２回東海村議会臨時会補正予算 （議案第38号　令和2年度一般会計補正予算第2号） （議案第39号　令和2年度国保会計補正予算第1号）	企画経営課	12-13

東海村記者発表資料

令和２年５月13日(水)
企画総務部秘書広報課広報戦略･国際化担当
電話：029-282-1711(内線 1306)

新型コロナウイルス対策に係る本村の取り組みについて

村立小中学校・幼稚園の休業

５月31日（日）まで臨時休業期間の延長

保育施設等の登園・利用自粛のお願い

５月31日（日）まで保育所（園)・こども園などの保育施設や放課後児童クラブ（学童クラブ）の登園・利用自粛について保護者に協力要請及び雇用主に休暇取得等を再依頼

公共施設の休館

５月31日（日）まで臨時休館期間の延長

新型コロナウイルス感染症に伴うイベント等の対応

令和２年度上半期（４月～９月）における村主催の事業・イベント等について,村では原則として「中止」または「延期」

マスク配付

（１） 妊婦の方へ１人につき５枚配付。母子健康手帳を交付する妊婦に対しても配付
（４月２７日現在，１５２人に配付）

（２） 医療・福祉・教育，保育現場で働く職員へ配付

配付先	配付枚数	配付日
那珂医師会	3,000 枚	令和２年３月９日
ひたちなか薬剤師会に所属する村内８薬局	500 枚	令和２年３月19日
東海歯科医師会	1,100 枚	令和２年３月31日
村内１１医療機関	1,100 枚	令和２年４月２日
保育所（園)，こども園，幼稚園，学童クラブ	2,500 枚	令和２年４月10日
小中学校教職員等	約 1,700 枚	令和２年４月14日
保育所（園)，こども園，幼稚園，学童クラブ	2,500 枚	令和２年４月28日
小中学校教職員等	1,500 枚	令和２年５月７日

※高齢者介護施設（４８施設)，障害者支援施設（１７施設）の職員に対し，１人につき５枚（約 5,000 枚）配付

#とうかいステイホーム お家で楽しくすごそうキャンペーン実施

自宅で過ごす様子を個人が開設する SNS に「#とうかいステイホーム」を付け投稿し，SNS 上に広めることで，明るい気持ちでステイホームを村一体で行う「#とうかいステイホーム お家で楽しくすごそうキャンペーン」を４月27日（月）より実施

「東海村 I～MO のわくわくちゃんねる」の配信

公立幼稚園の教諭たちを中心とした保育者が撮影及び編集した家の中で子どもたちが楽しく遊べる子ども向け動画（５～１０分）を YouTube 東海村公式チャンネルで毎日配信

ボード・ポスター掲示による情報発信

役場庁舎をはじめ，イオン東海店や村内の銀行などに新型コロナウイルス感染拡大防止の注意喚起や村の対応について掲示

感染防止用のフィルム・ボード設置

４月22日（水）より飛沫完成防止対策として窓口にフィルムやアクリル板を設置

職員のテレワーク・分散勤務の実施

４月23日（木）より全職員を対象として時差出勤の拡大や分散勤務,テレワークを実施

令和２年５月 13 日(水)
福祉部福祉総務課地域福祉推進担当
電話：029-282-1711(内線 1601)
029-219-8150

特別定額給付金の支給について

東海村の特別定額給付金の申請は，以下の３通りで受付いたします。

「郵送申請方式」,「オンライン申請方式」,「ダウンロード申請方式」

【郵送申請方式】

・ 世帯主宛に給付対象者（住民基本台帳に記録されている者）の申請書類を郵送（通知書，申請書，記入例，返信用封筒）

５月 25 日（月）	ごろから順次発送	**５月 29 日（金）**	ごろから順次振込

【オンライン申請方式】

・ マイナポータルにアクセスし，電子申請
（マイナンバーカードを所持し，電子署名ができる方）

５月　１日（金）	から受付	**５月 14 日（木）**	ごろから順次振込

【ダウンロード申請方式】

・ 生活が苦しいなど本当に困っており,一刻も早く特別定額給付金を受け取りたい方

・ 東海村役場ホームページに掲載している申請書類をダウンロードし,必要事項を記入，押印，本人及び口座が確認できる書類を貼付の上，返信用封筒に入れ送付

５月　７日（木）	から受付	**５月 14 日（木）**	ごろから順次振込

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため，

役場窓口での相談，申請書類の配布及び申請の受付は行わない。

令和2年5月13日（水）
産業部産業政策課観光担当
電話：029-287-0855

テイクアウト・デリバリー推進補助金

－新型コロナウイルス感染症対策事業－

目的

新型コロナウイルス感染症による集団感染防止策として，外出自粛要請が国から示されたことにより，多くの事業者において，売り上げの減少，業績の悪化が顕著となってきている。
こうした状況を勘案し，事業者救済の方策として，飲食事業者がテイクアウト・デリバリーにより商品を提供する場合，販売価格の一部を村が補助し通常より安価に提供することで，住民の消費意識喚起を図るとともに，集団感染のリスクを低減しつつ経営支援をすることを目的とする。

対象者

●村内に店舗等を有し，飲食業を営業する者（食品衛生法第35条第1号に規定する飲食店を営業する者）

●チェーン店，フランチャイズ加盟店でない者

事業内容・補助額

（１）補助額は，テイクアウト・デリバリーで提供する商品1品につき販売価格の1／2（上限500円）

（２）事業者は，補助額を差し引いた価格で販売し，後日，村に対して，その補助対象額を請求する

（３）1事業者における補助対象額の合計は上限20万円

スケジュール

●交付申請期間
令和２年５月１５日～令和２年６月３０日

●事業実施期間（補助分の差引き価格で販売できる期間）
令和２年５月１８日～令和２年９月３０日

●交付請求期間（交付請求書とあわせて販売実績報告書を提出）
令和２年１０月３１日まで

申請の流れ

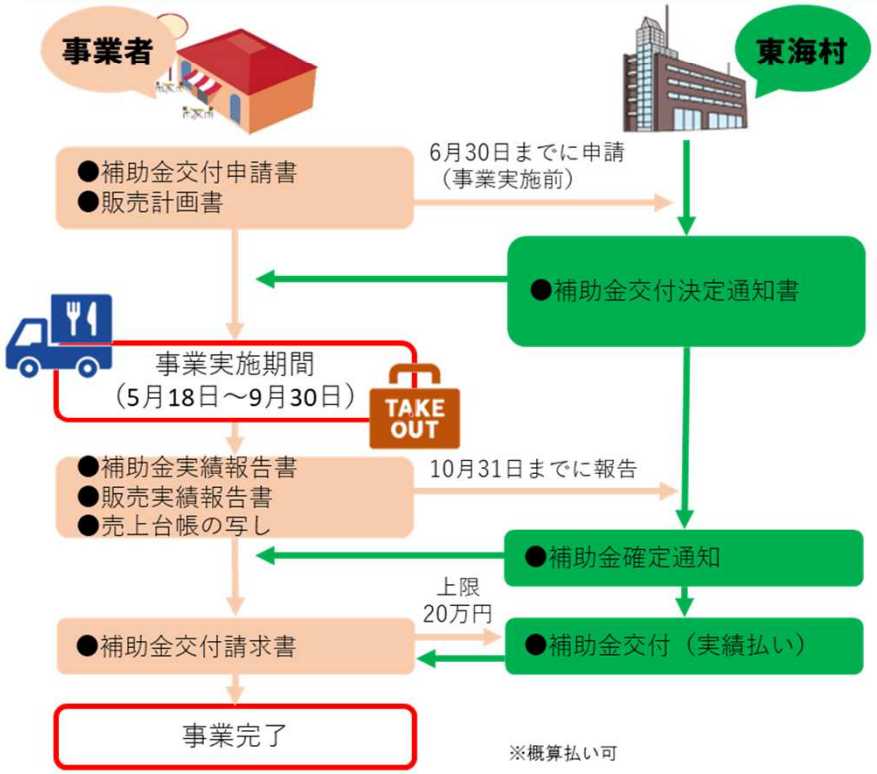

令和2年5月13日（水）
産業部産業政策課商工担当
電話：029-282-1711（内線1269）

店舗等維持支援賃料等補助金

－新型コロナウイルス感染症対策事業－

背景・目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い，さまざまな事業活動の運営に多大な影響が生じてきている。村においても，建設業，製造業，サービス業等をはじめとする多くの事業者において，売り上げの減少に伴い，事業活動が縮小し，入居する店舗・事務所等の賃料や，自己所有する店舗等にかかる光熱水費等の固定費が負担となっている。

そこで村では，新型コロナウイルス感染症対策事業の一つとして，事業者に対して店舗等賃料または光熱水費を補助することで店舗等を維持するための支援を行う。

概要

【対象者】
次のすべてを満たす方
①村内で賃借または自己所有等により店舗等を有し，3ヶ月以上継続的に事業を営む事業者（大規模小売店舗及び農業,漁業,林業を除く）

②前年同月比売上高20%以上減少（中小企業信用保険法第２条第５項第４号の認定の要件）

③個人事業主の場合，給与収入がある場合は，収入の半分以上を事業収入から得ていること。

④村税に未納のないこと

※県の休業要請協力金で賃借10万円が加算されている場合は，光熱水費のみ対象

【補助額】
■賃料（賃借店舗等）
4月及び5月に支払う月額賃料の2分の1の合計額(上限額10万円/１事業者あたり）　※店舗併用住宅は事業用部分が対象

■光熱水費（賃借店舗等または自己所有店舗等）
4月及び5月使用分の電気料，上下水道料，ガス代の合計額相当分(上限額6万円/１業者あたり)※住居兼用の場合は合計額の2分の１

【受付期間】
■期日　施行日から令和2年7月31日まで

【申請方法】
■郵送または産業政策課申請書受付BOXへ投函

対象イメージ

対象者
・村内に店舗等を有し，３ケ月以上営業している
・２０％以上売上減少

賃料または光熱水費補助対象
・県協力金対象外で家賃（4・5月分）を払っている
・光熱水費（4・5月分）を払っている

光熱水費補助対象
・光熱水費（4・5月分）を払っている
※県協力金（家賃分）の対象になっていても可

対象外
副業
村税未納者

申請の流れ

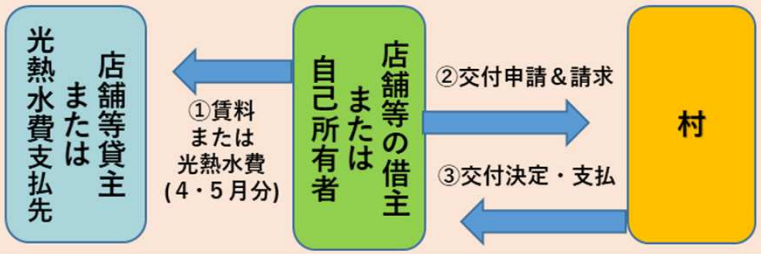

東海村記者発表資料

【予算額】
補助金 60,500千円

令和2年5月13日（水）
福祉部 子育て支援課 子ども家庭担当
電話：029-282-1711（内線1182・1187）

子育て世帯生活応援金給付事業について
－新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に向けた村独自の支援策－

①新型コロナウイルス感染症対策が始まって約3ヶ月。民間企業の休業，小中学校の臨時休校及び保育所等の登園自粛などの影響を受け，本村でも**結果として家庭で子どもを保育するために働く機会や収入を失っている子育て世帯が多い**という現実があると考えられる。
②公共施設の休館や外出自粛によって自宅で過ごす時間が増えたことで，**家計への負担が重くのしかかっている**。
③子育て世帯が，新型コロナウイルス感染症によって何らかの影響を受けている状況にある中，第6次総合計画の重要な視点の一つである**“誰一人取り残さない” SDGsの理念**を念頭に，**年齢や世帯の所得状況などで制限することなく，0歳から15歳までの子どもを養育する全ての子育て世帯の生活を応援することを目的とした村独自の事業として，「子育て世帯生活応援金」を創設する。**

国が緊急経済対策として行う「子育て世帯への臨時特別給付金」は，３月現在で中学生以下の子どもを養育する児童手当（本則給付）の受給者を対象としているが，村独自事業の「子育て世帯生活応援金」は，**国が支給の対象外とした特例給付（所得制限限度額以上の方の給付）の受給者まで対象を広げ，新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計への負担が重くのしかかっている全ての子育て世帯の生活を幅広く応援**するものです。

	名称	給付額	対象児童	支給対象者	対象人数	支給時期
国	子育て世帯への臨時特別給付金 【補助率10/10】	対象児童 1人につき1万円	児童手当（本則給付）の令和2年4月分（3月分を含む）の対象となる児童 ※3月31日までに生まれた児童 ※新高校1年生を含む	対象児童に係る令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者	5,390人	6/29（予定）
東海村	子育て世帯生活応援金 **（村独自事業）**	対象児童 1人につき1万円	児童手当（本則給付，**特例給付**）の令和2年4月分（3月分を含む）の対象となる児童 ※3月31日までに生まれた児童 ※新高校1年生を含む	対象児童に係る令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付，**特例給付**）の受給者	**6,050人**	**6/29で調整中** ※臨時特別給付金と同日

Q：給付金をもらうために申請が必要になるのでしょうか？
A：**改めての申請は不要です。手続きを簡略化して，出来るだけ早く皆さまに給付金を支給します。（公務員の場合は，別に申請が必要になります。）**

Q：いつ頃，どのように支給されるのですか？
A：**給付金のお知らせ・案内文書を6月中旬に送付し，臨時特別給付金と合わせて6/29頃に児童手当を支給している口座に振り込みます。**

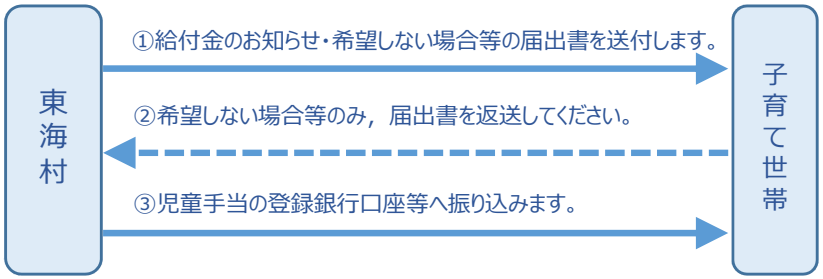

東海村記者発表資料

令和２年５月13日(水)
建設部水道課業務担当
電話：029-282-1711(内線 1156)

新型コロナウイルス感染症の影響に係る水道料金の免除について

本村では，新型コロナウイルス感染症が社会経済に甚大な影響をもたらしている状況を踏まえ，生活支援及び経済的負担軽減のため水道料金を免除（減免）します。

免除額

水道料金　１検針分（2か月）

〔令和2年5月15日時点　約1万6千契約分（一般世帯・企業等）等対象〕

【平均的なご家庭の水道料金の免除（例）】

口径20mm で1検針分（2か月）あたり40㎥を使用した場合　（税込み）

料金項目	免除前料金	免除後料金	免除額
基本料金	3，003円	0円	3，003円
従量料金	3，762円	0円	3，762円
合計	6，765円	0円	**6，765円**

注　下水道使用料は今回の免除（減免）対象とはなりませんのでご了承ください。
　　上記例は一例ですので口径及び従量により異なります。

免除期間

令和2年5月検針分（6月請求）　１検針分（2か月間）

申込手続

今回の免除（減免）措置について，原則申込手続は不要です。

水は限られた資源ですので大切にご使用ください

令和２年第２回東海村議会臨時会提出議案概要

令和２年５月１４日

議案番号	議　　案　　名	説　　明
報告第２号	寄附の受入れについて（不織布マスク）	あおい情報システム株式会社から寄附の申出があり，これを受け入れましたので，議会に報告するものであります。 １　寄　附　者　　あおい情報システム株式会社　代表取締役社長　大川原　啓玄 ２　寄附の内容 （１）寄附の品名　不織布マスク５，０００枚 寄附の目的　福祉施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 寄附年月日　令和２年４月１７日 （２）寄附の品名　不織布マスク１，５００枚 寄附の目的　教育機関における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 寄附年月日　令和２年４月２４日
報告第３号	寄附の受入れについて（不織布マスク）	東海ライオンズクラブから寄附の申出があり，これを受け入れましたので，議会に報告するものであります。 １　寄　附　者　　東海ライオンズクラブ　第４９期　会長　海老原　安智 ２　寄附の品名　　不織布マスク３，０００枚 ３　寄附の目的　　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため ４　寄附年月日　　令和２年４月３０日
承認第１号	専決処分の承認を求めることについて	（東海村税条例等の一部を改正する条例） 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い，東海村税条例等の一部を改正する条例について専決処分をしましたので，地方自治法第１７９条第３項の規定により報告し，承認を求めるものであります。

		○主な改正の内容 ・未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し ・所有者不明土地において使用者を所有者とみなす制度の拡大 ・現に所有している者（相続人等）の申告の制度化 ・地方税法等の一部改正に伴う条項のズレ及び元号の改正
承認第２号	専決処分の承認を求めることについて	（東海村都市計画税条例の一部を改正する条例） 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い，東海村都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分をしましたので，地方自治法第１７９条第３項の規定により報告し，承認を求めるものであります。 ○改正の内容 ・地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に係る附則の追加 ・地方税法等の一部改正に伴う条項のズレ及び元号の改正
承認第３号	専決処分の承認を求めることについて	（東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例） 地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い，東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をしましたので，地方自治法第１７９条第３項の規定により報告し，承認を求めるものであります。 ○改正の内容 ・国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得基準額の引上げ
承認第４号	専決処分の承認を求めることについて	（東海村介護保険条例の一部を改正する条例） 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い，東海村介護保険条例の一部を改正する条例について専決処分をしましたので，地方自治法第１７９条第３項の規定により報告し，承認を求めるものであります。 ○改正の内容 ・低所得者の保険料軽減強化

承認第５号	専決処分の承認を求めることについて	（令和元年度東海村一般会計補正予算（第１０号)） 令和元年度東海村一般会計補正予算（第１０号）について専決処分をしましたので，地方自治法第１７９条第３項の規定により報告し，承認を求めるものであります。 予算総額に歳入歳出それぞれ１５，０３５千円を追加し，予算総額を１９，７５９，９２３千円とするものであります。 補正の内容につきましては，ふるさとづくり寄附金の受入れが想定を上回り，ふるさと納税推進業務委託料及びふるさとづくり基金積立金に不足が生じたため，必要な予算措置を講じたものであります。 １　歳入 （１）寄附金　１０，５１０千円 （２）繰入金　４，５２５千円 ２　歳出 総務費　１５，０３５千円
承認第６号	専決処分の承認を求めることについて	（令和２年度東海村一般会計補正予算（第１号)） 令和２年度東海村一般会計補正予算（第１号）について専決処分をしましたので，地方自治法第１７９条第３項の規定により報告し，承認を求めるものであります。 予算総額に歳入歳出それぞれ３，９０３，０２１千円を追加し，予算総額を２４，３５８，０２１千円とするものであります。 補正の内容につきましては，特別定額給付金を支給するため，必要な予算措置を講じたものであります。 １　歳入 国庫支出金　３，９０３，０２１千円 ２　歳出 総務費　３，９０３，０２１千円

議案第 34 号	東海村税条例の一部を改正する条例の制定について	地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い，新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予，住宅借入金等特別税額控除等の特例を適用するほか，軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の適用期限を延長するため，条例の一部を改正するものであります。
議案第 35 号	東海村都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い，新型コロナウイルス感染症に係る中小事業者等の都市計画税の課税標準の特例を適用するため，条例の一部を改正するものであります。
議案第 36 号	東海村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関し必要な事項を定めるため，条例の一部を改正するものであります。
議案第 37 号	東海村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い，東海村において行う事務に新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の申請書受付事務を追加するため，条例の一部を改正するものであります。
議案第 38 号	令和２年度東海村一般会計補正予算（第２号）	予算総額に歳入歳出それぞれ２２８，５６５千円を追加し，予算総額を２４，５８６，５８６千円とするものであります。 補正の主な内容につきましては，子育て世帯への臨時特別給付金，子育て世帯生活応援金，中小企業信用保証料補助金等の支給等に伴い必要な予算措置を講じるものであります。 １　歳入 （１）国庫支出金　５５，９７７千円 （２）繰入金　１７１，４５２千円 （３）諸収入　１，１３６千円

		２　歳出 （１）民生費　　１１６，４７７千円 （２）商工費　　１１０，５７２千円 （３）教育費　　１，５１６千円
議案第 39 号	令和２年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	予算総額に歳入歳出それぞれ３，４３９千円を追加し，予算総額を２，８２５，８２３千円とするものであります。 補正の内容につきましては，新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に伴い必要な予算措置を講じるものであります。 １　歳入 県支出金　　３，４３９千円 ２　歳出 保険給付費　　３，４３９千円

※ 法律等関係
- 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- 地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）
- 地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）
- 地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 109 号）
- 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 98 号）
- 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年茨城県後期高齢者医療条例 7 号）

記者会見資料

令和２年第２回東海村議会臨時会　補正予算参考資料

１．　一般会計歳入歳出予算案款別総括表　（議案第 38 号　令和 2 年度一般会計補正予算第 2 号）

（単位：千円）

歳　入			
款	補正前	補正額	補正後
村税	10,446,130	0	10,446,130
地方譲与税，交付金等	1,148,954	0	1,148,954
分担金及び負担金	103,559	0	103,559
使用料及び手数料	154,567	0	154,567
国庫支出金	7,036,265	55,977	7,092,242
県支出金	1,077,810	0	1,077,810
財産収入	37,767	0	37,767
繰入金	3,399,011	171,452	3,570,463
村債	334,100	0	334,100
繰越金，諸収入等	619,858	1,136	620,994
合計	24,358,021	228,565	24,586,586

歳　出			
款	補正前	補正額	補正後
議会費	205,450	0	205,450
総務費	6,786,022	0	6,786,022
民生費	5,992,764	116,477	6,109,241
衛生費	1,945,339	0	1,945,339
農林水産業費	814,796	0	814,796
商工費	304,767	110,572	415,339
土木費	3,029,792	0	3,029,792
消防費	718,242	0	718,242
教育費	3,852,961	1,516	3,854,477
災害復旧費	5	0	5
公債費	523,417	0	523,417
諸支出金	134,466	0	134,466
予備費	50,000	0	50,000
合計	24,358,021	228,565	24,586,586

２．一般会計補正予算案の主な内容

○民生費【116,477 千円】

・子育て世帯への臨時特別給付金（53,900 千円）

子育て世帯への臨時特別給付金の支給に伴い給付金について増額補正する。

支給想定　5,390 人　支給額　10 千円/人

・子育て世帯生活応援金（60,500 千円）

新型コロナ感染症に係る村独自の子育て世帯への支援策として，子育て世帯生活応援金の支給に伴い増額補正する。

支給想定　6,050 人　支給額　10 千円/人

○商工費【110,572 千円】

・中小企業信用保証料補助金（44,800 千円）

中小企業者を対象に，県では「パワーアップ融資」の信用保証料の 1/2 を補助している。村として残りの 1/2 を補助するため増額補正する。

・県感染症対策資金貸付金負担金（10,500 千円）

県では，売上高が 50%以上減少し，中小企業向け融資を受けることのできない中小企業及び個人事業主に対して「新型コロナウイルス感染症対策貸付金」制度を創設し，2,000 千円を限度として貸付けを行う。村はその 1/4 を負担金として支出することから増額補正する。

・テイクアウト・デリバリー推進事業補助金（15,000 千円）

テイクアウトやデリバリーを行う村内の飲食事業者を対象者に販売価格の一部を補助し，経営継続を支援するため増額補正する。1 事業主 200 千円を限度に補助する。

・店舗等維持支援賃料等補助金（40,272 千円）

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が 20%以上減少した事業者を対象に，店舗等賃料又は光熱水費を補助するため，増額補正する。

賃料 1/2（上限 100 千円/2 月分），光熱水費（上限 60 千円/2 月分）

○教育費【1,516 千円】

・学校臨時休業対策費補助金（1,516 千円）

新型コロナウイルス感染症対策に係る小中学校の臨時休業措置により，各小中学校給食会が事業者へ支払う経費が発生し，給食費で負担できない額について補助を行うため増額補正する。

３．　国保会計補正予算案総括表　（議案第 39 号　令和 2 年度国保会計補正予算第 1 号）

（単位：千円）

	補正前の額	補正額	補正後の額
国民健康保険事業特別会計	2,822,384	3,439	2,825,823

４．国保会計補正予算案の主な内容

〇保険給付費【3,439 千円】

・傷病手当金（3,439 千円）

新型コロナウイルス感染症に感染するなど一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するため増額補正する。